

## **[事案 28-63] 保険料振替貸付利息免除請求**

・平成 28 年 9 月 9 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約者の意思確認もせずに自動振替貸付を 6 年間も放置していたことは社会通念上異常であるなどを理由に、貸付金の利息の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 3 年 3 月に契約した利差配当付終身保険について、以下の理由により、自動振替貸付金の利息を無効としてほしい。

- (1) 自動振替貸付は一時的に支払都合がつかない場合の便法であり、契約者の意思確認もせずに 6 年間も放置していたことは社会通念上異常である。加入当初から担当者は変わっていないが、同担当者は、重要事項の伝達漏れがあった。
- (2) 保険会社は、平成 22 年に銀行の引落口座が廃止となり自動振替貸付となったと主張しているが、募集人からは何の連絡もなく、その後 6 年間、注意喚起は一度もなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険料自動振替貸付の取扱いについては、約款の定めにしたがって対応している。
- (2) 保険料自動振替貸付が適用された際は、申立人の登録住所に「保険料お立替のお知らせ」を郵送しており、申立人もハガキが届いていることを認めている。
- (3) 「生命保険料お払い込みのご案内」を毎年 4 月に申立人に郵送しており、毎年 6 月には「保険料お立替のお知らせ」を郵送している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険料自動振替貸付となった経緯、これに対する申立人と保険会社の交渉の経緯等を把握するために申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険料自動振替貸付の利息免除は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。